

予算について

会計年度	普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。(法 § 208①)						
会計年度独立の原則	各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。(法 § 208②)						
総計予算主義	一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。(法 § 210)						
予算の内容	歳入歳出予算	継続費	繰越明許費	債務負担行為	地方債	一時借入金	歳出予算の各項の経費の金額の流用

<歳入歳出予算のイメージ>

(歳入予算)

議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①)

- ① 道府県民税、分担金、使用料等のように収入の性質別に区分
- ② 款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分

(例)(款) 市町村税

- (項) 1 市町村民税
2 固定資産税
3 軽自動車税 等

執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15①)

- (1) 目は、項を区分したもの
- (2) 節は、目を細分化したもの

(例)(項) 市町村民税

- (目) 1 個人
2 法人
(節) 1 現年課税分
2 滞納繰越分

(歳出予算)

議決科目〔款項〕(法 § 216・令 § 147・則 § 15①)

- ① 公債費、小学校費等のように支出目的別(当該経費によって実現しようとする目的別)に区分する。
- ② 款項に区分する。

(例)(款) 土木費

- (項) 1 土木管理費
2 道路橋りょう費
3 河川海岸費 等

執行科目〔目節〕(法 § 220・令 § 150・則 § 15)

- (1) 目は、項を区分したもの
- (2) 節は、目を性質別に細分化したもので、地方自治法施行規則で定められている節のいずれかに区分しなければならない。

(例)(項) 道路橋りょう費

- (目) 1 道路橋りょう総務費
2 道路維持費
3 道路新設改良費 等
(節) 1 報酬
2 給料
3 工事請負費 等